

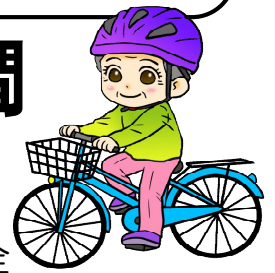
# 交通安全いきいき情報

## 令和8年5月号



富山県警察本部交通企画課 (076)441-2211 (内線 5043)

### 5月は 自転車の安全利用の促進月間



自転車は、手軽に利用できる便利な乗り物です。

しかし、交通ルールを守らなければ大きな事故につながります。

4月1日から自転車の「青切符」制度が始まりました。ご自身の安全を守るために交通ルールや自転車安全利用五則を守って、自転車を利用しましょう。

### 自転車安全利用五則とは…

自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールとして令和4年11月にまとめられたもので、以下のとおりです。

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



### 歩道通行の例外

- ① 「普通自転車歩道通行可」を示す標識や標示がある場合



「歩道通行可」を示す標識と道路標示

- ② 自転車を運転する人が
  - 13歳未満の子供
  - 70歳以上の高齢者
  - 身体が不自由な人
- ③ 車道通行が危険な場合等

### 富山県内の交通事故発生状況 (令和8年4月末現在)

年	区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和7年		548件	9人	614人
	(高齢者)	160件	7人	95人
令和6年		634件	9人	713人
	(高齢者)	173件	9人	107人

※ 発生件数の高齢者とは、65歳以上の方が第一当事者となった事故件数です。

### 自転車の「青切符」制度を悪用した詐欺に注意!!

その場で「反則金」、それは詐欺です!!

- 1 詐欺の手口に注意
  - 2,000円
- 2 正しい手続きを確認
  - 正しい手続きを
  - 本物の警察官

現場での支払いは、すべて詐欺です!!  
銀行・郵便局での納付が正しい手続きです。

ポイント  
必ず「納付書」を受け取る!

不審な点があれば、すぐに110番!

富山県警察

自転車の違反を利用した詐欺が全国で発生しています!!  
警察官がその場でお金を受け取ることはありません!!

